平成３０年（フ）第２４６０号
東京都練馬区東大泉７丁目34―28　サンホワイト井頭Ａ103
債務者　小名木　怜
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４６１号
東京都大田区東糀谷２丁目11―６―201
債務者　中岡　一真
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４６２号
東京都大田区東糀谷２丁目11―６―201
債務者　ナカオカ　ダーリン　アカリ　ソリア
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４６８号
東京都杉並区和田１丁目38―33　八木方　Ｇ
債務者　森　　隆史
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４７０号
東京都日野市西平山２丁目11―41
債務者　福田　雅之
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４８０号
東京都品川区東品川３丁目８－８―1717
債務者　相川　義文
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４８２号
東京都足立区中央本町５丁目10―６
債務者　竹浦　眞律
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４８３号
千葉県柏市若柴２―93―101
債務者　見澤　　篤
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４８７号
東京都杉並区井草３丁目24―12―103
債務者　上林　瑞稀
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４８８号
東京都東村山市廻田町２丁目18―17―102
債務者　神西　拓弥
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４８９号
東京都板橋区大谷口北町30―９―103
債務者　山口　梨花
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９９号
横浜市港北区樽町１丁目21番15―224号
債務者　三好　麻弥
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１６号
神奈川県鎌倉市台1518番地　ティアラ鎌倉101
債務者　大久保陽司
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２２号
横浜市港南区日野７丁目３番８号　リーベンハイツ102
債務者　島香　有理
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４１６号
東京都江戸川区中葛西１丁目35―13―103
債務者　二瓶　高広
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４４３号
東京都北区滝野川３丁目75―15―101
債務者　荘司　　哲
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部